

働きたい 精神障がいのある方を 応援しませんか!?



「精神障がい者社会生活適応訓練事業」

「社適 - 精神障がい者社会生活適応訓練事業 - 」とは

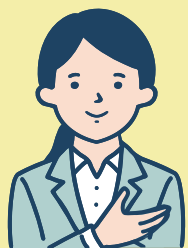
精神障がいのある方が、支援機関のサポートを受けながら、大阪府が認めた企業など（協力事業所）での就労訓練や社会経験を通じて自立を図ることを目的とした事業です。

協力事業所を募集しています!!

精神障がいのある方の訓練の受入れに理解のある事業所からの申込みをお待ちしています。

協力事業所の声

- 精神障がいのある方を雇用するにあたり必要な配慮や対処法などの理解がより深まりました!
- 訓練生の成長が見られて嬉しいです!
- 訓練生の受入れを通して、支援機関との連携（情報共有や不調時の対応等）が重要であると理解できました!



協力事業所への委託料

訓練生を受入れていただく際、大阪府と訓練に関する委託契約を結びます。

1日1人につき訓練時間が4時間未満→1,000円 / 1日1人につき訓練時間が4時間以上→2,000円

詳しくは大阪府HPをご覧ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syuuroushien/syateki.html>



大阪府 社適



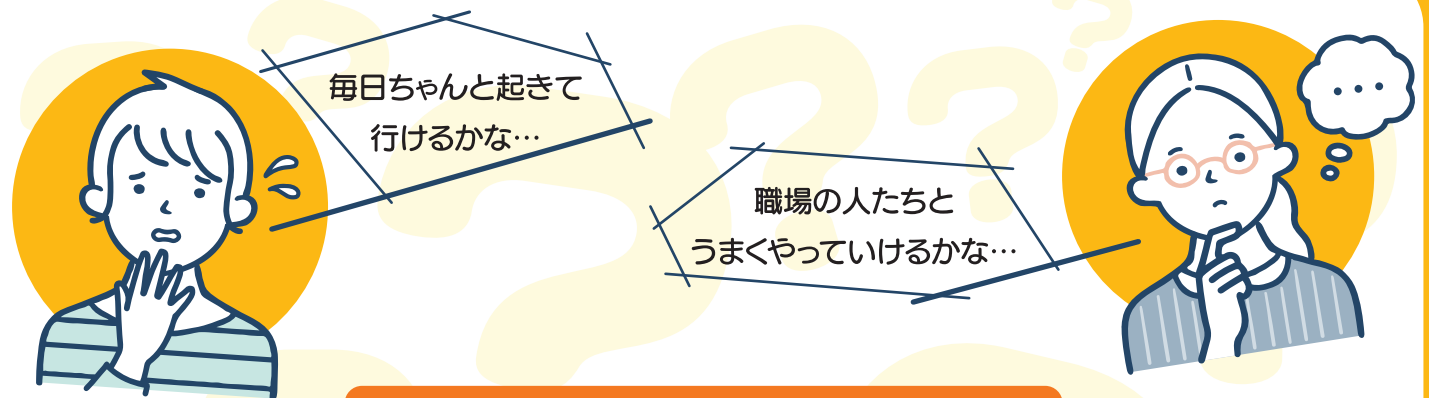
事務局連絡先（問合せ先）

大阪府 福祉部 障がい福祉室 自立支援課 就労・IT支援グループ

電話 ☎: 06-6944-9177

FAX ☎: 06-6942-7215

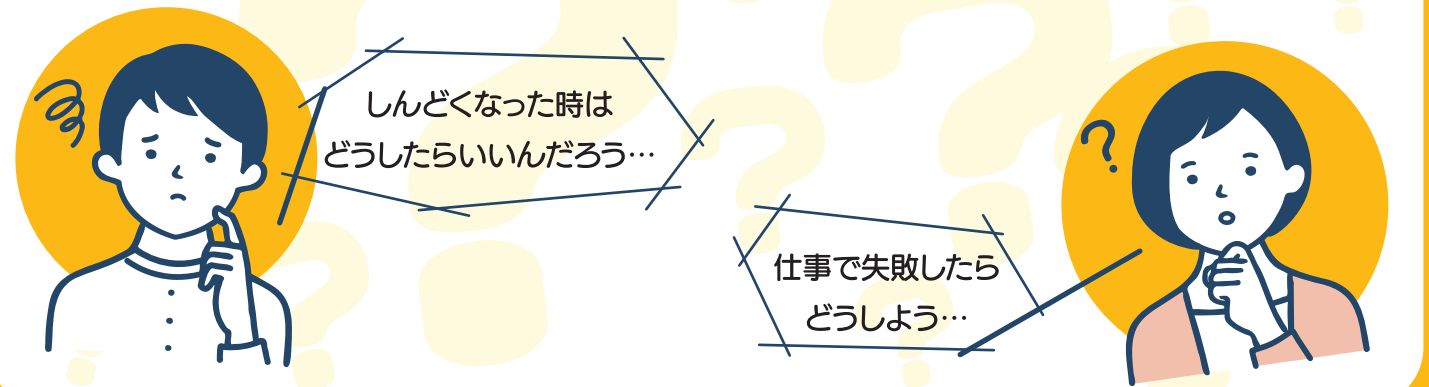
メール ✉: jiritsushien-01@gbox.pref.osaka.lg.jp



社会参加の第一歩

企業で就労訓練

「精神障がい者社会生活適応訓練事業」



社適を活用して 不安を解消 しませんか!?

「社適 - 精神障がい者社会生活適応訓練事業 - 」とは

精神障がいのある方が、支援機関のサポートを受けながら、大阪府が認めた企業など（協力事業所）での就労訓練や社会経験を通じて自立を図ることを目的とした事業です。

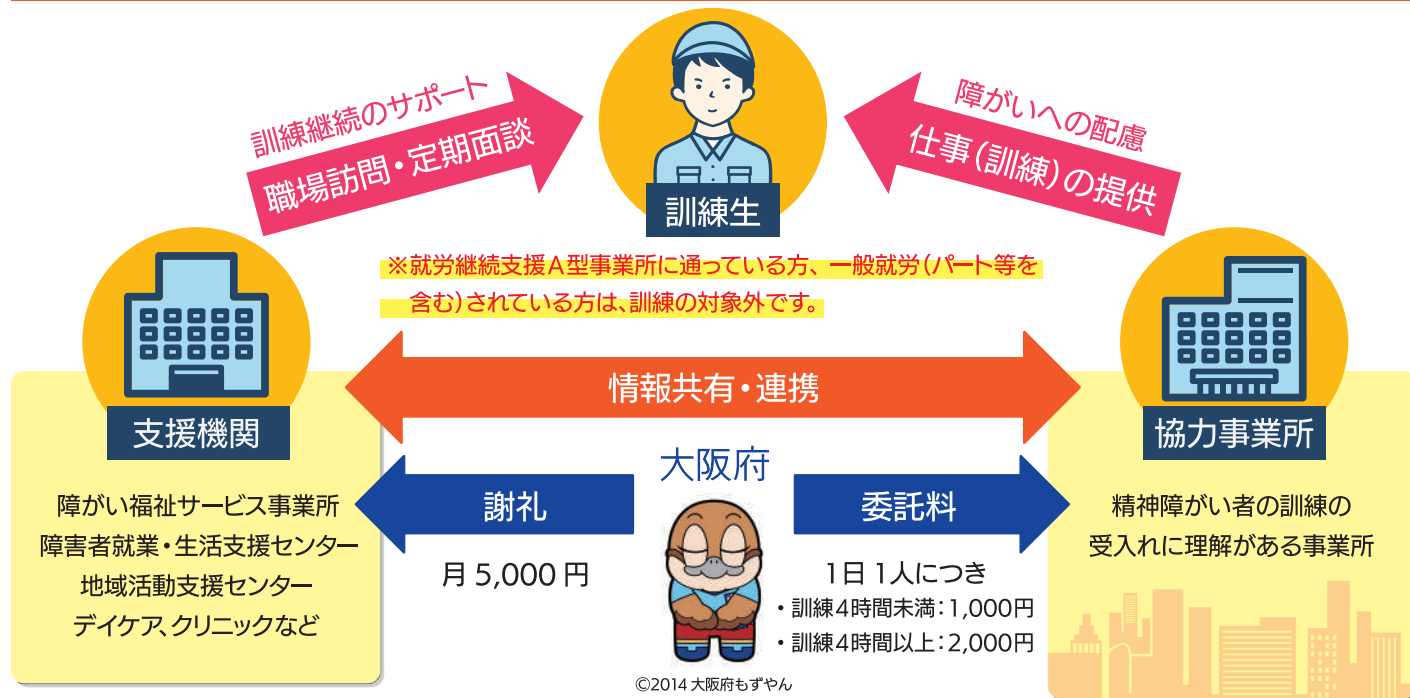
訓練を受けることができる方

下記すべてを満たしている方が対象です

- ✓ 大阪府内（大阪市、堺市除く）にお住まいの方
- ✓ 精神科・心療内科等の医療機関に通院中の方
- ✓ 精神障害者保健福祉手帳を持っている、または自立支援医療が適応されている方



社適の訓練システム



- ・訓練費用はかかりません。ただし、訓練に通うための交通費や昼食などは自己負担です。
- ・全ての訓練生に対し、大阪府で傷害保険・損害賠償保険に加入しています。
- ・本事業を障がい福祉サービスの「施設外支援」として活用する場合は、大阪府までご相談ください。

訓練の流れ 2つのコース

訓練期間は、下記コースいずれも、**原則6か月間**(※)です。訓練期間を延長する場合は、その可否についての審査があります。両方のコースで訓練を行うと、最長2年間の訓練が可能です。

※社会参加コースは、3か月間の訓練も可能です。

社会に出る一步を踏み出したい!

就職をめざしたい!

社会参加コース 最長1年

週1日、1日3時間から訓練可能

表紙の「訓練を受けることができる方」全てを対象としたコースで、就労準備のためだけでなく、本人の生きがいや経験の幅を広げる機会とすることができます。

就労準備コース 最長1年

週3日、1日4時間から訓練可能

1週間以上の職場実習の経験がある方や、3か月以上障がい福祉サービス事業所などへ通っている方が対象で、就労準備性を高めることができます。

訓練内容の例



清掃

パソコン
入力作業



リネン
交換



詳しくはホームページに掲載している「協力事業所一覧」内の訓練内容をご覧ください。

大阪府が訓練生の受入れに向けて協力事業所との橋渡しをさせていただきますので、お気軽にご相談ください。

- ・協力事業所への連絡・問い合わせはご遠慮願います。
- ・協力事業所によっては、訓練生の受入れができない時期もあります。

訓練開始までの流れ - お申込み方法 - (①～⑨の順で進みます。)

	訓練開始前々月の 10日まで	訓練開始前月の 第2金曜日まで	訓練開始前月の 20日頃
訓練希望者	① 支援機関に訓練の希望を伝える	⑤ 協力事業所の見学	
支援機関	② 訓練希望者と訓練意向の確認 ③ 大阪府に連絡	⑤ 協力事業所の見学 ⑥ 必要書類を取りまとめ 大阪府へ提出(※1)	⑧ ケース検討会議(※3)に参加(オンライン)
協力事業所	訓練先の企業が協力事業所に登録されていない場合は、協力事業所への登録を並行して行います。	⑤ 見学の受入れ(※2)	
大阪府	©2014 大阪府もずやん	④ 支援機関・訓練先企業間の 訓練生受入れに向けた調整 ⑦ 提出書類の内容について 支援機関へヒアリング	⑨ ケース検討会議(※3)に 意見を聞き、訓練開始の 適否の決定

※1 郵送だけでなく、電子メールでの提出が可能です。

※2 協力事業所の登録後、初めて訓練生を受入れる場合は大阪府が現地確認に伺います。

※3 大阪府が訓練開始の適否等に関する意見を聞くために設置しています。精神科医等で構成され、訓練の進め方、支援のポイント、注意すべきこと等のアドバイスも行います。

社適を利用するメリット



訓練生にとっては…

- ・自身の状態に合わせた訓練が可能(週1日、3時間から)です!
- ・長期的かつ実践的な訓練により、働くための力を身につけることができます!

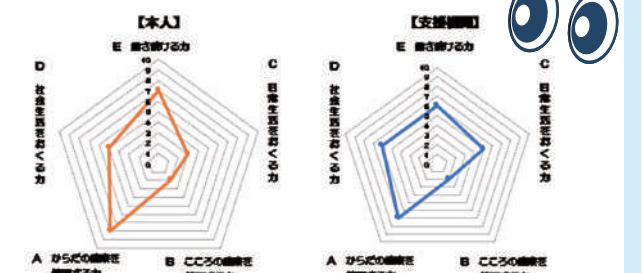


支援機関にとっては…

- ・長期的かつ実践的な訓練により、訓練生の**成長の過程を観る**ことができます!
- ・ケース検討会議から支援のアドバイスが受けられます!

社適では、チェックシートを活用し
訓練効果を高めます。

訓練生・支援機関・協力事業所は、「チェックシート」を毎月作成します。



チェックシートの活用により得られる効果

訓練生にとっては…

目標をより強く意識することができ、また、訓練の成果を可視化することで、自身の成長を実感することができます。

支援機関にとっては…

訓練生と支援者の評価を可視化し、共有することで、課題の整理や今後の支援に役立てることができます。

協力事業所にとっては…

訓練生の目標や評価、今後身につけたい力を把握することで、どのように貢献できるか(できているか)を明確にすることができます。

気になった方は裏面の問合せ先までお気軽にご連絡ください!